

### 第37節 通信設備の応急対策計画

災害時における西日本電信電話株式会社徳島支店及び株式会社エヌ・ティ・ティドコモ四国徳島支店の応急対策計画は、本計画の定めるところによるものとする。

〔 実施機関  
西日本電信電話(株), (株)エヌ・ティ・ティドコモ四国 〕

#### 1 基本方針

災害時における電信電話サービスの基本的な考え方は、公共機関の通信確保はもとより被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するため、電気通信設備の応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

#### 2 応急対策

(1) 災害が発生し、又は発生が予想される場合は、次の各号の準備を行う。

- ア 電源の確保
- イ 予備電源設備、移動電源車の発動
- ウ 移動無線機、移動無線措置局等の発動
- エ 応急対策用車両、工具の点検
- オ 応急対策用資機材の把握
- カ 緊急輸送対策
- キ 復旧要員の確保
- ク 通信設備の巡回点検

(2) 災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、災害の規模、状況等により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策、復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策、復旧対策等ができる体制を確立するほか、県、市町村、指定行政機関と連絡を密にする体制をとる。

(3) 電気通信設備に被害が発生した場合は、災害の規模により次の各項の応急措置をとる。

##### ア 臨時回線の作成

政府機関、地方行政機関及び情報連絡、救護復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため、移動無線車、可搬型無線機等を使用して臨時回線を作成する。

##### イ 市外回線網の措置

交換措置、伝送路切替措置等を実施し、通話を確保する。

ウ 臨時市外，中継回線の作成

可搬型無線機，応急復旧ケーブル等により，臨時の伝送路を作成し，必要限度の市内，市外通話の確保を図る。

エ 臨時電報電話取扱所の開設

市町村指定避難場所，救護所等に臨時電報電話取扱所を設置し，電報電話が利用できるよう努める。

オ 特設公衆電話等の設置

(ア) 孤立化する地域をなくすため，地域の主要場所に特設公衆電話を設置する。

(イ) 市町村指定の避難場所等に特設公衆電話を設置する。

(ウ) 市街地主要ターミナルに臨時公衆電話を設置する。

カ 通信の利用制限

各種問合せや見舞電話等が集中し通信の疎通が著しく困難となった場合は，電気通信事業法に基づき規制措置を行い，利用制限を実施する。

キ 非常緊急電報，非常緊急電話の優先利用

災害に関する通信については，電気通信事業法に基づく非常緊急電報，非常緊急電話として他の通信に優先して取り扱う。

(4) 災害のため通信が途絶したとき，若しくは通信の利用制限を行ったときは，トーキ装置による案内，広報車，報道機関，窓口掲示等の方法によって，次の各項について周知する。

ア 被災区間又は場所

イ 回復見込み日時

ウ 通信途絶，利用制限の理由

エ 通信途絶，利用制限の内容

オ 通信利用者に協力を要請する事項

カ その他の事項

(5) 大規模災害発生時に，安否情報等を確認するため，被災地に向けた通話が輻輳した場合，災害用伝言ダイヤル「171」「携帯電話による災害用伝言板」を開設する。

3 回線の復旧順位

災害により電気通信設備に被害を受け，回線に故障が生じた場合は，通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに，被災状況に応じた措置により回線の復旧を図ることとするが，復旧順位は社会的影響等を勘案の上，次のような段階的復旧を実施する。

(1) 第 1 段階の復旧

ア 加入電話

防災関係，報道関係など電話サービス契約約款における復旧第 1 順位，第 2 順位の機関の加入電話。

イ 公衆電話

避難場所等に特設公衆電話の設置及び街頭公衆電話の復旧

ウ 専用線

(ア) データ通信

(イ) ラジオ，テレビの中継線

(ウ) 道路通信

(注，上記ア～ウ項は，ほとんど同時に復旧作業が行われる。)

(2) 第 2 段階の復旧

般住民の加入電話を可能な限り早期に復旧する。